

令和7年度実施

地方独立行政法人 神奈川県立福祉機構

福祉職（作業療法士免許保有者及び女性）職員

採用試験 受験案内

神奈川県立福祉機構は、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究および実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するために、令和8年4月の設立を予定しています。

「ともに生きる社会」の実現に向け、やさしさとあたたかい心を持って活躍していただける方を次のとおり募集します。

<概要>

受験資格

作業療法士免許保有者	昭和 39（1964）年4月2日から平成 17（2005）年4月1日までに生まれた人で、作業療法士の免許を有する方（または、令和7年度実施の作業療法士国家試験で当該免許を取得見込みの方）
女性	昭和 39（1964）年4月2日から平成 20（2008）年4月1日までに生まれた人で、女性の方

申込期間（第1次試験）

令和7年11月17日（月）午後2時から同年12月8日（月）午後11時59分まで（受信有効）

第2次試験日（第1次試験合格者のみ）

令和8年1月13日（火）～1月15日（木）のいずれか指定する1日

最終合格発表

令和8年1月下旬（予定）

採用予定日

令和8年4月1日（原則）

採用予定人員

作業療法士免許保有者	10人程度
女性	10人程度

<概要（つづき）>

職務の内容

- ・ 障害者支援施設における介護を伴う生活支援業務
- ・ 施設外における日中活動支援業務
- ・ 福祉を変える取組への参画（福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援が、どのような効果をあげたのかを科学的に分析してデータ化する取組） 等

※ 原則、夜勤を含む交代制勤務となります。

※【作業療法士免許保有者についての補足事項】

“見えない力”を暮らしの中からすくい上げる、新しい職域

中井やまゆり園では、作業療法士が“生活支援員”として日常の現場に入り、暮らしそのものを通して利用者の可能性を育てる新しい働き方を創設します。訓練室での限られた時間ではなく、食事・入浴・移動・余暇といった日々の営みの中に、その人が本来もつ“見えない力”が潜んでいます。作業療法士は、表情・姿勢・動作・活動等のサインから、言葉にならない思いや生きるリズムを読み取り、それを生活の中で発揮できるよう支援します。また、困りごとを個人の問題とせず、身体的な特徴、環境や手順との関係として捉え直し、本人とともに「どうすればうまくいくか」を探究する視点も活かされます。さらに、地域移行に向けた生活力の評価、環境調整、役割づくり、日常データを活用した健康支援など、作業療法士の専門性が最大限に発揮される業務が広がっています。暮らしの中から見えない力をすくい上げ、本人の経験に寄り添い、地域での新しい生活へとつなぐ——その実践が、作業療法士にとって魅力あふれる新しい職域です。

勤務先

神奈川県立中井やまゆり園（足柄上郡中井町境 218）

神奈川県立中井やまゆり園（障害者支援施設）は、令和8年4月1日から、「地方独立行政法人神奈川県立福祉機構」が運営する施設に移行する予定です。

- ※ 本試験で採用された場合、地方独立行政法人の職員となります。神奈川県職員（公務員）の採用試験ではありませんのでご注意ください。
- ※ 本試験の合格者のうち希望者については、別途指定する日から令和8年3月までの期間、神奈川県立中井やまゆり園で県職員（臨時的任用職員又は非常勤職員等の雇用形態）として採用される可能性があります。
- ※ 不測の事態が生じた際は、やむを得ず法人設立が延期等になる場合があります。令和8年4月1日の採用を予定していますが、合格者には、随時状況をご案内しますので、あらかじめご了承ください。

- ◎ 採用試験に関して変更等がある場合には、ホームページ上（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/nakai_verification/dokuritsugyouseihoujinmousikominituite.html）に掲載しますので、適宜、ご確認ください。
- ◎ 必ず電子申請でお申込みください。

1 受験資格

採用区分	受験資格
作業療法士免許保有者	昭和 39（1964）年 4 月 2 日から平成 17（2005）年 4 月 1 日までに生まれた人で、作業療法士の免許を有する方（または、令和 7 年度実施の作業療法士国家試験で当該免許を取得見込みの方）
女性	昭和 39（1964）年 4 月 2 日から平成 20（2008）年 4 月 1 日までに生まれた人で、女性の方

- ◎ 現在高等学校に在籍する人は受験できません。
- ◎ 採用区分「作業療法士免許保有者」については、令和 7 年度実施の作業療法士国家試験で当該免許を取得見込みであれば受験可能です。ただし、当該試験の結果、令和 8 年 4 月 1 日現在において免許を取得できないこととなった人は採用されません。
- ◎ 受験を希望する外国籍の方は、P. 7「受験を希望する外国籍の方へ」をご覧ください。
- ◎ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ・ 禁錮（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）施行以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

2 試験の方法

種 目	方 法	内 容	配点
第 1 次試験	書類選考	書類選考	100 点
第 2 次試験	小論文	記述式 1 題必須解答 800 字程度	100 点
	面接	個別面接	300 点

3 試験の日時、場所及び合格発表

種 目	日 時	場所等	合格発表
第1次試験	書類選考	—	電子申請で提出
第2次試験	小論文 及び 面接	令和8年1月13日(火)～ 1月15日(木)のいずれか 指定する1日 (日時は、第1次試験合格通 知に記載します。)	神奈川県内(場所は、 第1次試験合格通知に 記載します。)
			第1次試験合格者発表 12月19日(予定) 合否にかかわらず、e- kanagawa 電子申請シス テムで通知します。
			最終合格者発表 1月下旬(予定) 合否にかかわらず、e- kanagawa 電子申請シス テムで通知します。

(注1) 第2次試験当日、受付終了後は、受験できません。ただし、鉄道の不通、遅れによるときは、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。

(注2) 第2次試験当日、所定の着席時刻に着席していない場合は、受験できません。

4 申込方法等

◎ 必ず電子申請で申し込んでください。

申込方法	1 県ホームページから、e-kanagawa 電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録した ID を利用して e-kanagawa 電子申請システムにログインし、必要事項を入力の上、受験申込みを行ってください。 2 e-kanagawa 電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。<u>申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループまでご連絡ください。</u> ※ 詳しくは、県立福祉機構採用ホームページ(申込方法等)をご覧ください。 URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/nakai_verification/dokuritsugyouseihoujinmousikominituite.html
申込期間等	令和7年11月17日(月)午後2時から同年12月8日(月)午後11時59分まで(受信有効) ※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※ 一度申込みをした後の修正や取消は、e-kanagawa 電子申請システムからは行えません。申込内容に誤りがあった場合等は、必ず神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループまでご連絡ください。なお、申込内容のうち「長所・短所」、「趣味・特技」、「志望動機」、「これまで学生生活や職務において力を入れて取り組んだこと」、「チームの一員として仕事を進める上で、大切だと思うこと」については、修正の対応はいたしませんので、ご注意ください。 ※ 申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。 ※ システム機器の保守点検等により、申込期間中にシステムを停止する場合があります。

	すので、ご注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
添付書類	顔写真（申込日前6か月以内に撮影した写真（縦横比4：3、上半身・脱帽・正面向きの本人と確認できるもの）を用意してください）
受験申込み上の注意	- すべて日本語で入力してください。 - 住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。

5 合格者の決定方法等

- ◎ 試験種目ごとに合格最低基準がありますので、一種目でも当該基準に達しない場合、不合格となります。
- ◎ 第1次試験合格者は、第1次試験の得点の高い順に決定し、最終合格者は、第2次試験の各種目の合計得点の高い順に決定します。
- ◎ 受験資格がないこと又は申込内容に虚偽があることが判明した場合は、その後の試験を受験できません。最終合格している場合は合格を取り消します。

6 合格発表の方法について

第1次試験及び最終合格の発表は、合否にかかわらず受験者全員に e-kanagawa 電子申請システムで通知します。

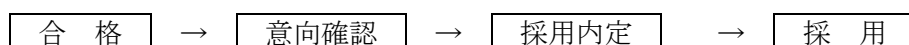
※ 合否について電話によるお問合せには応じられません。

7 順位・得点等の通知について

	対象者	通知内容	通知方法
第1次試験	第1次試験の不合格者	順位、総合得点、種目別得点及び合格最低基準に満たなかった種目	試験結果の「通知書」に掲載します。
最終結果	第2次試験受験者全員		

8 合格から採用まで

- ◎ 合格者に対し、意向確認等を行い、採用者を決定します。
なお、受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。
- ◎ 外国籍の人で就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
- ◎ 採用は、原則として令和8年4月1日となります。



9 勤務条件

(1) 身分 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員

※地方独立行政法人の職員となり、神奈川県職員（公務員）ではありません。

(2) 給与 神奈川県の給与（次表）と同水準で設定予定です。（令和7年4月1日現在）

	給与月額	年収
採用時年齢 18 歳（例）	約 279,000 円	約 4,426,000 円
大学新卒（例）	約 306,000 円	約 4,865,000 円
大卒後 職務経験 15 年（例）	約 398,000 円	約 6,353,000 円

- ・ 上表の記載はフルタイムの職務経験を前提とした例であり、職務経験の内容や勤務形態等により金額が異なる場合があります。
- ・ 給与月額には、給料のほか、地域手当及び月額の特殊勤務手当が含まれています。
- ・ 年収には、給料のほか、地域手当、月額の特殊勤務手当及び期末・勤勉手当（ボーナス）が含まれています。
- ・ 採用初年度は、勤務期間の期末・勤勉手当の算定に係る勤務期間が異なるため、上記の年収額とは異なります。
- ・ この額は、常時生活支援業務に従事する職員を想定した給与額例であり、配属部署や業務内容により、給料や特殊勤務手当の金額が異なる場合（特殊勤務手当支給なしの場合も含む）があります。
- ・ このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- ・ 日額の特殊勤務手当として、正規の勤務時間として夜間に業務に従事した場合は3,550円/1回（※深夜における勤務が4時間以上の場合）が支給されます。
- ・ 採用時の給与の月額については、今後の給与改定等により、上記記載の額から変動する場合があります。
- ・ 上記にかかわらず、60歳に達した日後の最初の4月1日以降、給与の月額は7割水準となります。

(3) 勤務時間 主に交代制で、1週間当たり38時間45分。1日の休憩時間は、1時間。週休日は、原則4週間ごとの期間に8日。

※週休日のほかに祝日法による休日、年末年始は休日となります。ただし、シフト制のため、休日に勤務が割り振られる場合があります。その場合は、他の日に休日を振り替えます。

(4) 休暇等 年次休暇（一年につき20日）、夏季休暇（5日）、療養休暇、慶弔休暇、不妊治療休暇、出産休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児休業、育児部分休業等

(5) 勤務先 中井やまゆり園（足柄上郡中井町境218）

※ 上記の勤務条件は、現在の神奈川県の制度によるものです。法人設立後は法人の規定に基づきます。法人の規定によっては、上記の内容が変更される場合があります。

◎ 原則、夜勤を含む交代制勤務となります。

10 個人情報取扱

本試験の実施に際して収集した個人情報及び採用試験の結果については、採用試験及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

11 受験を希望する外国籍の方へ

受験を希望する外国籍の方は、次の事項に注意してください。

- ・ 就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
- ・ 小論文は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。
- ・ 面接は全て日本語での質問・応答になります。

以上の事項を考慮の上、受験の申込みをしてください。

なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループ〔電話(045)210-4724〕までお問い合わせください。

12 身体障害などにより受験上の配慮を希望する方へ

- ・ 車イスの使用を必要とする人は、着席場所等について配慮をします。
- ・ その他身体障害等のため受験上の配慮を必要とする人は、あらかじめご連絡ください。

上記のことを希望する方は、申込期間中に、神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループ〔電話(045)210-4724、FAX(045)201-2051〕まで必ず連絡してください。

また、電子申請での申込みが難しい場合は、11月28日（金）正午までに神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループ〔電話(045)210-4724〕にご連絡ください（土日祝日を除く。）。

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話(045)210-4724 FAX(045)201-2051